

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項  
1 事業の概要

特別会計名：一部事務組合下北医療センター

事業名	病院事業会計		
事業開始年月日	昭和46年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名	一部事務組合下北医療センター	職員数 (H22. 4. 1現在)	773
構成団体名	むつ市、大間町、風間浦村、佐井村、東通村		
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input checked="" type="checkbox"/> 経営健全化基準以上 計画期間：平成21年度から平成24年度まで		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	8. 6% (20年度)	財政力指数	0. 108 (21年度)
資金不足比率 (健全化法) (%)	45. 1% (21年度)	財政力指数 (臨財債振替前)	- (1年度)
経常収支比率 (%)	90. 9% (20年度)	実質公債費比率 (%)	19. 6% (21年度)
		将来負担比率 (%)	259. 3% (20年度)

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること。
- 3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1. 0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1. 0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率(健全化法)」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村： 〕

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 □にしを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	公営企業経営健全化計画
計画期間	平成22年度～平成26年度
計画策定責任者	管理者 宮下 順一郎
既存計画との関係	公立病院改革プラン（H20～H25） 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に係る経営健全化計画（H21～H24）
公表の方法等	公告式条例に基づき公表、議会へは計画資料を配付する。
基本方針	既存の計画における取り組みを継続しながら安定した病院事業の運営を図り、計画を上回る資金不足が生じた場合は解消に向けた一般会計からの繰入を行う。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.3%以上 6.5%未満	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	1,761,342.8		200,294.4	1,961,637.1
	補償金免除額	392,713.2		68,694.5	461,407.7
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	病院事業債	1,761,342.8		200,294.4	1,961,637.1
	—				0.0
	—				0.0
	—				0.0
	—				0.0
合 計 (A)		1,761,342.8	0.0	200,294.4	1,961,637.1
— (※上記のうち 一般会計負担分 (再掲))	—				0.0
	—				0.0
	—				0.0
	—				0.0
合 計 (B)		0.0	0.0	0.0	0.0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		0.0	0.0	0.0	0.0

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	—				0.0
	—				0.0
	—				0.0
	—				0.0
	—				0.0
合 計 (A)		0.0	0.0	0.0	0.0
— (※上記のうち 一般会計負担分 (再掲))	—				0.0
	—				0.0
	—				0.0
	—				0.0
合 計 (B)		0.0	0.0	0.0	0.0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		0.0	0.0	0.0	0.0

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	—				0.0
	—				0.0
	—				0.0
	—				0.0
	—				0.0
合 計 (A)		0.0	0.0	0.0	0.0
— (※上記のうち 一般会計負担分 (再掲))	—				0.0
	—				0.0
	—				0.0
	—				0.0
合 計 (B)		0.0	0.0	0.0	0.0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		0.0	0.0	0.0	0.0

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。

2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。

3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。

4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>下北地域保健医療圏は、県立病院の立地する青森市から最大3時間30分を要し、圏域内で2次医療を完結しなければならない立地環境にあるが、圏域内に民間病院もなく、圏域市町村で構成する一部事務組合下北医療センターが市町村住民の安全確保を最優先事項として医療水準を維持してきた。しかし、採算の取りにくい現在の診療報酬制度、医師不足等により各施設では多額の不良債務を有し、組合構成市町村財政が悪化する中で、病院事業に対する繰出金が大きな負担となっている状況である。</p> <p>このため、病院事業の経営健全化が急務となっている。</p>
経営課題	<p>課題 ① 収益の確保</p> <p>診療及び運営体制を診療報酬体系に適応させることにより診療報酬を確保する。</p>
	<p>課題 ② 費用削減</p> <p>事務の効率化のため、複数の施設を有するむつ市の施設において支払事務の一元化により人件費件及び事務機器等の経費削減に努める。</p>
	<p>課題 ③ 定員管理</p> <p>病院事業の場合、資格や専門性を有する職種が多数あることから単純に人員等の削減をすることが難しいため、診療報酬の改定に対応できる弾力的な定員管理を行う。</p>
	<p>課題 ④ 資金不足の解消に向けた繰入金の実施</p> <p>各施設で資金不足は、各市町村が責任を持って解消することとしている。このため、計画に届かない場合は一般会計からの繰入を行う。</p>
	<p>課題 ⑤ 運営形態の見直し</p> <p>むつ総合病院のみの一組化、地方公営企業法の全部適用及び各市町村が財政再建団体とならないことを前提としたその他の施設の当該市町村への移管を検討する。</p>
留意事項	<p>指定管理者（利用料金）制を導入済の施設          むつリハビリテーション病院(H20)          風間浦診療所(H20)          大畑診療所(H21)          東通地区診療所(H18)</p>

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。